

## 第 32 回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 23 年 6 月 15 日(水) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 場 所 本庁舎 2 階 第二特別委員会室

(3) 出席者

#### ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 菅野晴隆 国分典子 齋藤玲子 田崎由子  
芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県 側

総務部長 総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
土木部次長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹 入札用度課主幹兼副課長  
教育庁財務課主幹兼副課長 警察署会計課次席

(4) 次 第

1 開会

2 辞令交付

3 あいさつ

4 事務局紹介

5 委員長選出

6 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成 22 年度分)

イ 東日本大震災への対応について

ウ その他の報告事項について

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

7 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

〔開会〕

定刻となりましたので、ただいまから、「第 32 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。本日の会議は、軽装での開催といたしました。県におきましては、省エネルギーによる、地球温暖化防止に寄与することを目的として、軽装に取り組んでおります。ご出席の皆様におかれましても、地球温暖化防止の取り組みについて御協力をお願いいたします。

〔辞令交付〕

はじめに、本日は、任期満了に伴う改選後、初めての委員会となりますので、辞令の交付を行います。お名前をお呼びいたしますので、委員の皆様にはその場でご起立下さいませようお願い申し上げます。順番は五十音順で進めさせていただきます。

(順次、別紙「委嘱委員名簿」により呼名)

なお、橘あすか委員につきましては、所要により欠席となっておりますが、委員就任のご承諾をいただいておりますので、ここでご報告させていただきます。

ここで、村田総務部長からごあいさつを申し上げます。

#### 【総務部長】

皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、今ほどは委嘱状を交付させていただきましたが、委員の皆様には快くお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。

はじめに、東日本大震災により亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、地震・津波により被災された県民の皆様、原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている県民の皆様に対して、謹んでお見舞いを申し上げます。

例年でございますと、年度当初に委員会を開催いたしまして皆様に御審議をしていただくところでございますが、東日本大震災への対応の関係から本日の開催となり、大変遅れたことを陳謝申し上げます。

今回の地震・津波により、県内の各地域に甚大な被害が生じておりまして、災害復旧など、県発注工事においても迅速な対応が求められているところでございます。

このため、緊急を要する災害復旧工事等につきましては、随意契約により速やかに対応することとしたほか、支払いの迅速化や前払金の引上げなど工事の円滑な実施に向けた対応をしてきたところでございます。

これまでも、県におきましては、透明性、競争性、公正性、更には品質の確保に十分留意した入札制度の構築に向け取り組んでおり、その運用の状況について分析を重ねながら様々な御意見をお伺いし、制度の改善を進めてきたところであります。

この間、当委員会には、入札執行状況の分析や個別の入札案件の調査、審議と、その結果を踏まえた制度の見直しに関する審議などをお願いしてまいりました。

今後も、皆様に御審議をいただきながら、入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場、そして県民の視点から忌憚のない御意見・御助言を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私からのあいさつにかえさせていただきます。

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

〔事務局紹介〕

続きまして、この度異動がありました事務局職員をご紹介します。

総務部政策監 鈴木淳一でございます。

入札監理課主幹 安部芳則でございます。

私、入札監理課主幹兼副課長の佐久間弘元でございます。以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔委員長選出〕

次に委員長の選出についてであります。福島県入札制度等監視委員会規則第4条第1項の規定により、委員の皆様の互選によることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【影山委員】

前回同様、美馬委員の方をお願いしたいと思います。

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

皆様ご異議がないようですので、美馬委員をお願いすることとさせていただきます。美馬委員長、委員長席へ御移動願います。

#### 【美馬委員長】

それでは、ご指名いただきましたので、僭越ではございますが、引き続き委員長をさせていただきますと思います。この委員会の趣旨は、一つは入札制度を適正化する、改善するということ、もう一つは、入札が公平に行われているかどうかを監視するというのが任務でございます。この任務に向けまして、皆さんの貴重なご意見をいただき、そして、この委員会が、有意義な提言が出来るように努めてまいりたいと思います。どうぞ、宜しくお願いいたします。

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

次に、議事に入ります前に、福島県入札制度等監視委員会規則第4条第3項の規定により、委員長に委員長職務代理者を指名していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【美馬委員長】

それでは、委員長職務代理につきましては、前委員長の職務代理を務めていただきました、安齋委員をお願いしたいと思いますので、安齋委員よろしくお願い致します。

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

続きまして、福島県入札制度等監視委員会規則第6条第3項及び第4項の規定により、委員長にそれぞれの部会に所属する委員の方及び部会長を指名いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【美馬委員長】

それでは、部会は二つございますが、「再苦情調査部会」の部会長といたしましては、前部会

長の影山委員にお願いしたいと思います。そして、もう一つの部会であります「談合等調査部会」の部会長には、前部会長の安齋委員にお願いしたいと思います。

また、委員につきましては、従来の委員を継続するという形で、「再苦情調査部会」には、齋藤委員、田崎委員、芳賀委員、藤田委員をお願いしたいと思います。そして、「談合等調査部会」につきましては、岩渕さんの代わりに入りました菅野さんに入ってください、そして橋委員、森岡さんの代わりに入りました国分さんにこの部会に所属していただきたいと思います。そして、私がこの部会に入ります。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

委員の方々にはよろしくお願いいたします。

それでは、議事について、美馬委員長よろしくお願いいたします。

**【美馬委員長】**

それでは、これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は報告事項3件がございますが、これらにつきましては、公開で行いたいと思いますがよろしゅうございますか。

(各委員)

(異議なし)

**【美馬委員長】**

それでは、公開で行いたいと思います。

まず最初に、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成22年度分）」です。事務局、説明をお願いします。

**【入札監理課課長】**

(資料1により説明)

**【美馬委員長】**

ただ今、報告のありました件につきまして、質問がございましたら、いただきたいと思いますが、いかがですか。

昨年度末に、最低制限価格を上げたという影響が顕著に現れているということでございます。ちなみに、最低制限価格の上がった部分と、落札率の上がったポイント、これの相関は同じくらいですか、それとも違いがありますか。

**【入札監理課課長】**

最低制限価格につきましては、現在の設定ラインは、85%～概ね90%程度という示しの仕方をさせていただいておりますが、その前の最低制限価格につきましては、設定水準を一切公表はしてございませんので、最低制限価格のアップ率というような数字は、県としては出してはございません。先程ご説明いたしましたように、工事の金額によって、設定水準を高めに行っている関係がございまして、平均何%上昇という数字はなかなか捉えにくい部分がございます。そのため、実際の落札率のアップ幅と最低制限価格の引き上げ幅についての比較等を、私どもの方では行ってはございませんが、全体といたしまして、競争がかなり活発になされている状況が続いております。どちらかというところ、低めのところでの競争が多いという状況にあることは、最低制限価格の引上げ前と後でも変わってはいないというように感じております。

**【美馬委員長】**

最低制限価格の少し上くらいで、だいたい落札されているということが、おそらく現状だろうという気がいたします。前年と比較をすれば、全体としては、5.65ポイント、WTO案件の一般競争入札を除くと5.78ポイント上昇したということです。

そして、業務委託については、一般競争入札の比率が少なく、落札率はほとんど変わらないということですね。これにつきましては、最低制限価格を設けていないということですか。

**【入札監理課課長】**

平成21年度に設けており、基準はそのままです。

**【美馬委員長】**

一昨年との比較では、落札率につきましても、変化はないという結果でございます。

何かご質問ございますか。いかがですか。

おそらく今年度は、また大きく変わるかもしれませんが、平成22年度についてはこういう状

況になったということです。

【美馬委員長】

それでは、2番目の報告事項、「東日本大震災への対応について」でございます。ご説明願います。

【入札監理課課長】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

今回の東日本大震災への対応についてですが、1つ目は、従来の原則から、例外規定的な随意契約の比率を高めていくこと、そして、もう1つの柱は、支払について迅速化していくことでございます。

2つ程、お聞きしたいのですが、1つ目は、2番目の「中断した工事について」出来高確認ということですが、これについては、点線で囲まれた部分に書かれた内容で、客観的に評価ができるのかということ、もう一つは、3番目の随意契約に最低制限価格を設定するといったときに、これが業者に周知徹底されているかどうかということ、この2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

【入札監理課課長】

まず、1番目の「出来高の確認」でございますが、通常の手続きですと、現場を確認した上で、書類等も確認をするという確実な方法で確認します。ただ、一番最後のウのように、場合によっては、現場の確認ができない、かつ、受注した側も発注した側も書類等を流されてしまったというようなこともございます。そのような場合に、書類がないから確認できないというわけには行きませんので、このような対応をしたところでです。

可能な限り、客観的な確認を行うという手法としてこのような方法をとってございますので、実際に現場を確認するのと比べれば、若干は異なると思っておりますが、可能な限りの客観的な確認方法としたということでございます。

【美馬委員長】

それでは、2番目の問題の「随意契約」の問題についてはどうですか。

【入札監理課課長】

2番目の随意契約の最低制限価格の設定につきましては、県のホームページ等でお知らせをしております。また、実際の見積り合わせや随意契約で競争していただく際は、見積書を提出していただきますが、その見積書を提出していただくためのお知らせ、いわゆる通知文の中に、今回の工事については、最低制限価格の設定をしている旨をあわせてお知らせをすることで、業者の方にも伝わるような対応をさせていただいているところでございます。

【美馬委員長】

皆さん、他にいかがですか。

【菅野委員】

今の委員長の質問と関連しますが、随意契約における最低制限価格の設定については、今後も継続的に行っていくものなのか、それとも、ある一定の期間を限定する、今回の震災対応に限定されるものなのか、そのあたりについて教えていただきたい。あと、実際にもうすでに公表された案件で、複数の方からの見積りができるような工事が発生しているのかどうかということ。

もう1点は被災者の雇用関係ですが、被災者や避難者の失職者を対象とするということ、実際にどのような方なのかという明確な定義があるのかということ、それをどのようにして確認しているのかという点を教えていただければと思います。

【美馬委員長】

事務局、いかがですか。

【入札監理課課長】

まず、随意契約での最低制限価格の設定は、恒久的な制度にしたのか、当面の制度なのかという所だと思いますが、現時点では、今回のような災害が発生したことで、随意契約で発注する工事が非常に増えた事に伴う対応という考えですので、恒久的な制度ではなく、当面の対応と考えてございます。

あと、複数での見積発注というのが、実際行われているのかということにつきましては、応急

復旧工事ということで、災害が発生した直後の速やかな応急手当、危険を除去するための工事等は、複数での見積もり合わせをする時間もなく、単独で相手方を指名して行ってもらいますが、通常は、複数の方で見積もりを行う事の方が、随意契約では多くとられております。実際、今までは応急復旧工事ということで、目の前で対応するための工事が発注されてきたわけですが、今後は、災害査定という国の方の査定を受けた上で、本復旧という災害の復旧工事が始まります。その場合には、複数の方から見積りを頂いた上で、競争していただく方法で発注していくことがほとんどとなると考えております。

二つめの被災者はどのように規定しているのかということですが、地震災害等で、いわゆる被災をした方、家屋等が損壊した方、さらには、原子力災害等で、警戒区域・緊急時避難準備区域等の区域を指定されている方、また、区域に指定されていないながらも、市町村等からの誘導によりまして避難を実際にされている方々につきましても、被災者等ということで対応の範囲にしたいと思っております。そのような方々につきましては、家屋損壊等については、り災証明書が交付されますし、また、原子力災害等で避難された方々につきましても、被災証明書といった書類等が交付される場合もありますし、そのような書類を受け取ることが難しい方もいるかもしれませんので、その場合には、その状況が客観的に確認できるような書類等があれば、そちらで確認をしたいと考えております。

【美馬委員長】

菅野委員、よろしいですか。

失職者等の確認は、結構難しいかもしれませんね。随意契約で最低制限価格を設けることは、期日が決まっているということではないのですか。新しく6月から始まるのでしょうか。

【入札監理課長】

こちらにつきまして、5月10日にそのような方法としましたので、それ以降、見積等を依頼する工事につきましては、最低制限価格が設定された形で、発注が行われているということです。

【美馬委員長】

期日は、5月10日からということのようでございます。

他にいかがですか。

【齋藤委員】

資料2の1ページ、上の大きな点線の括弧ですが、東北地方太平洋沖地震により、緊急を要する工事等の対応方針についてです。これは、方針を決められたものだと思うのですが、このウの項ですが、随意契約の相手方の選定に当たっては、基本的に地元企業、県内企業に発注するというように書いてあります。もう3ヶ月も過ぎた訳ですが、この方針に沿って行ってらっしゃるのかと思いますが、実績としてはどうなのでしょう。かなりの数の応急仮設住宅などが出来上がってまいりましたけれども、その実績などはいかがでしょう。

【美馬委員長】

はい、どうぞ。

【入札監理課長】

大変恐縮ではございますが、実際緊急で対応等した工事につきまして、私どもの方では、4月分の工事の件数、金額等につきましては集計ができておりますが、実際にどのような会社に、見積り等の依頼を行って、どのような範囲内での競争となっているのかまでは、集計等はしてはございません。

ただいま、例としてあげていただいた応急仮設住宅でございますが、こちらにつきましては、県内企業への発注が、一部行われておりますが、応急仮設住宅は、通常はプレハブ住宅として造られているもので、そうした規格品の在庫が大量にある会社に、その在庫で造っていただくということが、災害発生時に必要になりますので、県では、全国組織の「(社)プレハブ建築協会」と、災害協定を締結して、このような場合に対処していただくように、ずっとお願いしてきました。その関係がございまして、応急仮設住宅につきましては、プレハブ建築協会の加盟社に受注していただくような形になっておりまして、県内企業ではない所にも発注がなされるという状況でございます。ただ、そのような事情のない通常の応急復旧工事とか、本格的な復旧工事につきましては、基本的には、実際に施工可能な身近な会社から、見積もりの相手方を選び、発注が行われております。通常の応急復旧工事につきましては、現場に近い、なおかつ施工可能な企業が

相手方として選定されているものと考えてございます。

**【美馬委員長】**

そのようでございます。特に、仮設住宅はいろいろと問題がありました。しかし、応急的なものをするためには、全国的な規模で、プレハブという形で行うと決まりますと、全国規模の業者に頼まざるを得ないと。この囲みの中のウにはなかなか当てはまらなかったようでございます。他にいかがですか。

**【芳賀委員】**

被災者等の雇用対策ということは、大切な視点かと思うのですが、ただ、建設業を考えてみた場合、業者の立場、働く人の立場、それぞれ考えてみますと、建設業は、よく言われる3Kであるとか、7Kであるとか、危険であるとかきついといった一つのイメージが出来上がっています。

それから業界サイドでは、経験者の雇用については、取り組みやすいのですが、そのような経験のない人を雇ったことによって、労働災害が発生しないかということに気にされると思います。労働災害が起きれば、それ相当の監督処分がなされます。そうすると、受け手である企業も、要望して手を上げて働くと言う人たちも、そう期待はできないのではないかと感じています。そうすると別の部分で、例えば、安全で本当に誰でも飛び込んでいけるような仕事作りを考えた方が、就業者も増えるのではないのかと思います。これは回答を求めるものではありませんけれども、意見としてこのようなこととお話いたしました。

**【美馬委員長】**

これは被災者の雇用には、あまり結びつかないのではないかという意見でございます。これについて、何かありますか、事務局。

**【入札監理課課長】**

建設業関係での仕事もあるけれども、その他のいろいろな安全な仕事もあるだろうから、そういうこともというお話だと思います。そのような中で被災者雇用等につきまして、県におきましては、緊急雇用創出基金事業という事業で、例えば、市町村の行政機能の回復のための雇用でありますとか、災害対策業務の応援等の業務の雇用、あるいは、地域のパトロール、仮設住宅における環境整備や、生活支援などの業務等、直接的な雇用を創出するような対策も講じております。ただ、被災者雇用につきましては、全県的なあらゆる分野での対応が必要という考え方から、このような公共工事等におきましても、何らかの対応をしたいと思っております。

そして、被災者雇用に協力していただいた会社には何らかの形で報われるような手立てが必要なのではないかという観点で、今回の対応をいたしました。

**【美馬委員長】**

入札に関わる業者が、全面的に被災者の雇用を受け入れるわけではなく、ほんの一部であり、他のものが基本となっているようです。ただ、しっかりと雇用を行った企業が報われる体制は、入札の制度としても受け入れたほうが良いのではないかということのようでございます。

その他にご意見ございますか。よろしゅうございますか。

**【美馬委員長】**

それでは、3番目「その他の報告事項について」です。事務局、説明をお願いします。

**【入札監理課課長】**

(資料3により説明)

**【美馬委員長】**

ただいまの報告事項について、何かご質問等ございますか。

設計の、過失といいますか、ミスが原因で失格者が増えて、金額の高い者が落札をしてしまったということです。ただ、契約につきましては、話し合って減額をしたということでございます。是非、このようなことがないように、努力していただきたいと思っております。

**【美馬委員長】**

それでは、「その他」の方に移ります。委員の皆さん、何かございますか。

**【藤田委員】**

中小企業診断協会福島県支部の平成 22 年度建設工事コスト調査事業報告書がお手元に配布されていると思いますが、調査結果について概略をご説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【美馬委員長】

はい。

【藤田委員】

中小企業診断協会福島県支部といたしましては、このたび県建設業協会様より建設工事コストに関する実態調査事業を受託いたしました。内容は、平成 21 年度県発注工事の中から個別工事について抽出調査し、一部現地調査を含めまして建設工事コストの採算性の実態調査を行ったものです。また、調査報告書には、自由意見として現場の生の声も伺っており、意識調査結果として掲載いたしました。

今回の調査結果概要といたしましては、報告書の 104 ページに建設工事コスト調査「全体概要」として掲載のとおりです。調査対象工事は、平成 21 年度に県土木部及び農林水産部から発注されました 2,234 件の中から無作為に 220 件を抽出いたしました。この中から回収されたのが 141 件でして、回収率は 64.1%となっております。

「全体概要」表における分析項目につきましては、(1) 入札方式別、(2) 地域別、(3) 工事種別、(4) 金額別、(5) 部署別、(6) ランク別となっております。

表中の予定価格・変更額等につきましては、分析項目ごとの対象件数ごとにそれぞれ平均値の金額が掲載してあります。次の完成工事高は、落札額、変更額及び合計額を示しております。総原価額は、工事原価、一般管理費及び合計額を示しております。

全体概要表の(1) 入札方式別についてみて見ますと、全体平均落札率が 85.0 %となっております。昨年度の調査結果にはほぼ近い落札率となっております。

この調査のポイントは、平成 22 年度発注調査対象工事の収益性の実態として、粗利益率、営業利益率の実態を分析検証しております。表中の営業利益率「赤字」記載は、営業利益の段階でマイナスとなっていることを示しております。

ここで、(4) 金額別について見ていただきますと、特に、500 万円未満の工事採算性の実態としては、平均落札率が 84.1 %、粗利益率 3.2 %、営業利益率マイナス 8.5 %となっており、採算性が良くない状況にあります。ここで表の右端の(変更予定価格－総原価額) ÷ 変更予定価格を見ますと、9.3 %と計算されておりますが、落札額がこの変更予定価格レベルとなりますと、営業利益率が改善されるということを示しております。また、粗利益率段階におきましても 19.1 %レベルの利益率になるという分析結果を示しております。

今回の調査段階におきましては、平成 22 年 2 月に行われました最低制限価格の引き上げ結果については、反映されておられません。

さて、今回の調査結果の中から、500 万円未満の小額工事の赤字幅が大きいことから、報告書 9～10 ページに採算性のシミュレーション結果を掲載いたしております。

特に、10 ページには、「会社持ち出し分」として赤字で示しておりますが、この赤字額分を落札額にプラスされますと、理想的な落札率が 92.4 %位になるという試算結果を示しました。業界といたしましては、このレベルの落札率になることを願望しておられます。12 ページには、調査対象工事の営業利益率をプロットした分布状況を示しました。この分布図には、右上がりの矢印で利益率の高い方向を示しております。

また、12 ページには、調査対象工事の粗利益率及び営業利益率の分布について棒グラフで各比率の頻度を示してあります。粗利益率は 14.1 %付近に集中しており、営業利益率は 7.4 %に集中しております。

以上、概略をご説明させていただきましたが、報告書には、建設業界現場の声も掲載いたしましたので、詳細は報告書をご精読お願いいたしますと存じます。よろしくお願い申し上げます。

【美馬委員長】

ありがとうございます。中小企業診断協会が建設業協会の受託事業で行った調査でございます。これは、最低制限価格を上げる前の数字ですので、平成 22 年度を見ますと 500 万円以下では、平均落札率が 92.14 %に上がっておりますので、もし、コストが前年度と同じであれば、営業利益率はプラスになるのではないのでしょうか。ただ、コストがずっと上がってくれば、まだ足りないという問題はありますけれども、傾向としてはそのような形になってきました。

平成 22 年度の最低制限価格の平均額をこれに照らし合わせると、良いところにきているのではないかという感じはいたします。ただ、まだこれは営業利益率段階でして、内部留保の問題を

含めた経常利益や最終利益となると、また違った数字になるかもしれません。その他、委員の皆さんで意見交換しておきたい事は、ございますか。

その他お伝えしたい事はございますか。

事務局、その他の事項で何かございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回委員会の日程調整のため、皆さまのお手元に7月分、8月分の日程確認表を配付いたしました。御手数をおかけいたしますが、6月20日月曜日頃までに事務局の方へ御提出いただきますようお願いいたします。

**【美馬委員長】**

それでは、委員の皆さん、よろしく願いいたします。

本日の予定しておりました議題は全て、終了いたしました。これで、委員会を終了といたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

〔閉会〕

以上をもちまして、「第32回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。